

令和5年第1回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招 集 告 示 日	令和5年 4月28日					
招 集 年 月 日	令和5年 5月 8日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年 5月 8日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	閉 会	令和5年 5月 8日午前10時55分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐 藤 克 典	○
	2	阿 部 吉 衛	○	9	木 村 洋 子	○
	3	吉 川 淑 子	○	10	関 清 貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横 田 龍 寿	○
	5	菊 地 光 明	○	12	坂 本 正	○
	6	黒 沢 一 成	○	13	阿 部 幸 一	○
	7	山 崎 泰 昌	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	12番 坂本 正		13番 阿部 幸一		1番 昆 清	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	川 口 徹 也		書 記	長 澤 雅 之	
地 方 自 治 法 第 121条により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	福 士 雅 子	○
	副 町 長	甲斐谷 芳 一	○	健康子ども課長	濱 登 新 子	○
	技 監	高 橋 慎 一	○	建設課長	佐々木 義 之	○
	総務課長	武 藤 嘉 宜	○	都市計画課長	佐々木 文 明	○
	危機管理主幹	船 越 海 平	○	上下水道課長	田 畑 作 典	○
	財政課長	鳥 居 義 光	○	消防防災課長	多 田 寛	○
	政策企画課長	佐 藤 篤 人	○	教 育 長	佐々木 茂 人	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	野 口 伸	○	教育次長兼 学校教育課長	芳 賀 道 行	○
	農林課長	佐々木 幸 博	○	生涯学習課長	川 向 聖 子	○
	水産商工課長	加 藤 紀 彦	○			
	町民課長	佐々木 克 博	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年第1回山田町議会臨時会議事日程
(第1日)

令和5年 5月 8日(月) 午前10時開会

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 報告第1号 橋梁補修（日当橋）工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 報告第2号 （仮称）新・道の駅「やまだ」建設工事の請負変更契約の専決処分の
報告について
- 日 程 第 5 議案第33号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める
ことについて
- 日 程 第 6 議案第34号 令和5年度山田町一般会計補正予算（第2号）

令和5年 5月 8日

令和5年第1回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、令和5年第1回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○議長（昆 暉雄）

ここで山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を甲斐谷副町長が行います。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷芳一）

お時間を賜り、大変ありがとうございます。

それでは、4月1日付人事異動のご紹介を申し上げます。

総務課長には、武藤嘉宜でございます。

○総務課長（武藤嘉宜）

武藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

財政課長には、鳥居義光でございます。

○財政課長（鳥居義光）

鳥居です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

政策企画課長には、佐藤篤人でございます。

○政策企画課長（佐藤篤人）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

水産商工課長には、加藤紀彦でございます。

○水産商工課長（加藤紀彦）

加藤です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

町民課長には、佐々木克博でございます。

○町民課長（佐々木克博）

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

議会事務局長には、川口徹也でございます。

○議会事務局長（川口徹也）

川口です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

次に、4月1日付で昇任した新たな課長をご紹介します。

危機管理主幹兼行政経営主幹、船越海平でございます。

○危機管理主幹兼行政経営主幹（船越海平）

船越です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

都市計画課長には、佐々木文明でございます。

○都市計画課長（佐々木文明）

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

生涯学習課長には、川向聖子でございます。

○生涯学習課長（川向聖子）

川向です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

以上でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

（「議長、漏れがあります」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

待ってください。先ほど甲斐谷副町長が議会事務局長の辞令の関係をお話ししました。本来であれば議長が紹介するはずですが、その点も含めて訂正をお願いし、再度幹部職員を紹介願います。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷芳一）

大変失礼いたしました。まず、議会事務局長のご紹介は、議長からということでございますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それから、広域消防からの派遣でございます。併任辞令、消防防災課長には、多田寛でございます。

○消防防災課長（多田 寛）

多田です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

大変申し訳ございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

今、町長から前回事務局長も紹介したということですが、辞令交付したのが議長ですので、全員協議会でもう一度紹介いたしますので、ご理解をお願い申し上げます。

進行いたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、12番坂本正君、13番阿部幸一君、1番昆清君、以上3名を指名いたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第3、報告第1号 橋梁補修（日当橋）工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

報告第1号 橋梁補修（日当橋）工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明いたします。

本工事は、令和4年第2回山田町議会定例会において、議案第33号として議決をいただき、請負金額6,306万3,000円で佐々総業株式会社が施工した工事であります。

それでは、変更の概要についてご説明いたしますので、資料2を御覧ください。変更箇所を赤色で表示しております。今回の変更は、舗装面の打換工実施に当たり、舗装下の床版部にひび割れが確認されたことから、床版コンクリートの打換工を増工したこと、また護床ブロックの設置に当たり、河床及び護岸等の地形に合わせブロックの割りつけを見直したことによる減工など、精算を行ったものであります。

次に、請負契約についてですが、資料1を御覧ください。変更前の請負金額6,306万3,000円に消費税込み金額118万8,000円を増額した金額6,425万1,000円で、去る3月30日に請負変更契約を締結し、4月28日に完成している工事であります。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対し質疑あれば質疑を許します。9番。

○9番木村洋子議員

工期の28日間の延長ということなのですけれども、その間の通行の状況というのを伺いたいのですが、人とか車が通れなかった期間というのがあったかどうか。そして、その説明は、住民にどのようなされたかお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

最終の4月28日までの間において、やはり一部通行止めの期間とか、あとは片側通行の期間ございました。これについては、一部ちょっと住民の方からも苦情があったことも事実でございます。その点については、また改めて業者とともに、我々のほうも説明に伺っておわび申し上げたという実例もございました。今後は、こういうことがないように、地元の利便性とかに配慮しながら、工事を進めていきたい。今後こういった工事ありますので、今回のみならず、今後とも地元で配慮した工事の施工を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

この道路が通れないと、特に車とかは荒川のほうから回っていかなければならなくて、非常に不便な思いを住民の方がなさったと思うのですが、そういった意味で子供たちの通学の足にどういうふうに影響があったのかを伺いたいのですが、中学校のバスとか小学生が歩行、歩いてという部分もあると思うのですけれども、通学の足にどういうふうに影響があったのかをお願いしたいです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず、日常の通行への影響を配慮したのか、考えていたのかというご質問だと思います。これについては、まず緊急車両については当然通行止め期間であっても通行できるようにということで、現場のほうで対応していただいております。また、その他の例えば議員おっしゃるとおり、通行等、スクールバスの乗り場までも送迎とか、あとは個人の方の保育園、幼稚園、お送りする方もいらっしゃると思いますので、そういった方々についても、例えば朝の時間帯は通行させるようにするとか、そういった配慮はしてございます。今のところそういった日常通行への細かいご指摘はございましたけれども、大きな影響はないものと理解しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番木村洋子議員

救急の車両の対応をやってくれたということは、すごくそれは安心でよかったなと思いますが、そういう不便をおかけしたということで、今後ともそこら辺は注意しながらやっていってほしいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

請負契約の受注者の住所なのですが、以前は境田の地名であったのですが、いつから織笠の地名に変更になったか確認ですが、お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

ご質問でございますけれども、詳しく変更になった時点が分かる資料等、今持ち合わせてございませんので、この場での答弁は答えできませんけれども、後ほど説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番関 清貴議員

変更理由の中で、床版コンクリートにひび割れが確認されたとあるのですが、これは構造を開けてみて、初めて発見されたのか、それとも前々から分かっていたのを変更で施工したのか、その辺を教

えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

床版のひび割れの状況は、舗装工事を行う場合に、まず舗装を一旦撤去します。舗装版を撤去しますと、下の部分の床版という部分の、これはコンクリート製なのですが、これを露出させた時点で想定を上回る程度のひび割れが確認されたということでございます。ひび割れ等の劣化については、広範囲にわたることは当初から想定しておりましたけれども、軽度なひび割れであれば床版の防水工という、標準断面図の中に防水工というのが中段の中に書いてございますけれども、防水工の中でモルタルの充填、それからコーティング等に対応するという計画をしておったのですが、やはり改めて確認してみますとモルタル充填等では不十分であるということで、全面の色塗りの部分についてはコンクリートを除去して打ち換えを行ったということでございます。いずれにしましても、一旦舗装面を剥がしてみないと全部は確認できないというのが実情でございますので、この点はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。舗装面を剥がしてみても実態が現れて、それで変更ということになったということですが、これ今の技術で当初の設計のほうから何かひび割れを外から探り当てる方法というのはまだないわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

調査については、全部舗装を取って調査できればいいのですが、調査の段階ではまず目視、それから近接による目視、それから一部はつりを行って中のコンクリートを一部採取して、そういった形、それから打音調査によって内部が劣化していないかというところまでの調査となります。したがって、調査時点で全部を把握するというものは困難であるということとはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。そういうことであれば、変更は致し方ないものかなと私自身教えられました。

次に、このような変更内容で果たして28日間の延長が妥当だったかどうか、その辺について28日間の延長となった根拠は、工法だけの変更なのか、それとも全体的な工期の設定による延長なのか、その辺を確認いたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

工期の延長ということでお答えさせていただきます。

工期の延長については、主には当初車両を通行止めする期間というのが全面通行止めという期間も計画しておりましたが、地元の住民さんからの要望等もあって、なるべく通行止めは減らしてほしいということもございまして、片側通行をしながら、施工方法も片側通行に合わせた施工となったということから、期間がやむなく延長となったということでございます。もちろん住民の皆さんには、なるべく迷惑かけないようにということでこちらも配慮してきてまいりましたので、今後とも住民の意向にも配慮しながら、今回はこのように工期が延長となりましたけれども、併せてなるべく工期内で工事は完成するように今後も業者のほうには指導徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第4、報告第2号（仮称）新・道の駅「やまだ」建設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。政策企画課長。

○政策企画課長（佐藤篤人）

報告第2号（仮称）新・道の駅「やまだ」建設工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明申し上げます。

本工事は、令和4年第2回山田町議会定例会において、議案第31号として請負金額9億794万円で議決をいただき、その後令和4年11月10日に開催された第2回山田町議会臨時会において、議案第50号として変更契約の議決をいただき、請負金額9億2,161万4,100円で株式会社八幡建設が施工している

工事であります。

それでは、変更の概要についてご説明いたしますので、資料2を御覧ください。変更箇所を赤色に表示しております。今回の変更は、軒先部に剣山型、木格子部及び天井ブレース部にワイヤー型の鳥害対策を講じたほか、工事完了に向けた数量の精査を行ったことによる変更であります。

なお、資料3については、変更箇所を表示した立面図であります。

次に、請負変更契約についてですが、資料1を御覧ください。変更前の請負金額9億2,161万4,100円に消費税込み金額343万7,500円を増額した金額9億2,505万1,600円で、去る4月20日に請負変更契約を締結し、5月15日に完成予定の工事であります。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対し質疑あれば質疑を許します。ありませんか。10番。

○10番関 清貴議員

今回の変更は、鳥害対策ということで出てきたわけですが、これは当初からこの辺には鳥害対策をする必要がなかったということで、これは当初設計になかったのか、工事している最中に鳥が結構往来激しくて必要だということで変更工事をするようになったのか、その辺について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（高橋慎一）

当初設計になかったのかというご質問でしたけれども、当初の設計ではこれは見込んでいなかったのですが、工事中に現場の周囲等々見れば、やはり鳥が飛んでいるという様子もありますし、それから来客された方に万が一ふん害等あっても、いずれ評判悪くなるということもありますので、あらかじめやっておいたほうがよからうということでやったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。本当に観光地に行って、悲惨な被害を受ければ非常に印象悪くなりますので、これはよいタイミングで考えて対策を練ったのだなと思って、今感じました。

ところで、ここは、場所的に鳥害だけでいいのか、それとも様々な獣類、あとはそのような動物が入ってくる場所でないのか、その辺は確認をしましたでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（高橋慎一）

町内でも様々な動物の被害というのがあるわけですが、この辺りでも例えば小動物とか、あ

るいは熊も出るのかどうかは分かりませんが、来ないとは言えません。ただし、そういったもののために、例えば電柵をするというものは、施設の性格上、これは非常に困難ですので、これは別な方面での対策ということで今後検討していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

結構町内では、鹿の害が農作物等を荒らしているのが、今騒がれていますので、この辺はその辺大丈夫なのかなと思って確認したのですが、公園等ありますので、ここで鹿は夜行性のようですので、昼は来ないかなとは思いますが、その辺についても、もしそのようなのが問題に出た場合の対策というのも事前に考えておいたほうがいいのかなと思いますので、これは私の意見として参考までをお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第33号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

議案第33号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)等が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則本年4月1日から施行に伴い、関係条項を整備したもので、去る3月31日に専決処分したものです。

施行日は、原則として令和5年4月1日であります。

改正内容の説明は、新旧対照表での説明を省略し、主な改正部分の概要についての説明とさせていただきます。新旧対照表の次にあります議案第33号説明資料、山田町町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。今回の改正の主な内容は、森林環境税の令和6年度課税開始に伴う関係規定の整備、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長などであ

ります。

それでは、主な改正条項についてご説明いたしますので、1 ページを御覧ください。第34条の9から第47条の6までは、主に森林環境税の令和6年度課税開始に伴う規定の整備であります。

第38条、個人の町民税の徴収方法では、森林環境税は町民税均等割を賦課徴収する場合に合わせて賦課徴収すること、第41条、個人の町民税の納税通知書では記載すべき税額に森林環境税を含めると、第44条給与所得に係る個人の町民税の特別徴収では、特別徴収においても給与所得の均等割に併せて賦課徴収する森林環境税を含むことなど、それぞれ規定しております。

2 ページを御覧ください。第78条、種別割の税率は、地方税法施行規則に追加された特定小型原動機付自転車に係る税率を定めるための規定であります。

第136条、国民健康保険税の課税額は、国民健康保険税の課税限度額の見直しで後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げるものです。

第147条、国民健康保険税の減額は、軽減判定所得の見直しで、5割軽減世帯の基準については被保険者数に乘じる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減世帯については52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。

3 ページを御覧ください。附則第18条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策を強化するもので、不足の納税額を徴収する際の加算割合を引き上げるものです。なお、軽自動車税の種別割についても附則第19条の2において同様の改正を行っているところであります。

次に、附則第19条、軽自動車税の種別割の税率の特例は、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限を延長することについて規定しております。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7 番。

○7 番山崎泰昌議員

1 点お願いします。森林環境税の賦課する対象者、それについてちょっともう少し、例えば町民税免除の方はなしとか、そこを教えてもらいたいのが1 点。

もう一点は、年金所得とか公的年金に係るところで、国保みたいに特別徴収みたいな格好もあるのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

まず、森林環境税の賦課の部分ですが、町民税の均等割が賦課される方ということになります。そ

して、公的年金からの特別控除、これについてもあります。年金から控除するということです。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番山崎泰昌議員

町民税を支払う人だけにとというのは、そこは納得はできるのですけれども、特別徴収とかしているところでももう少し支払いが滞っているところというのものもあるようですので、その辺の兼ね合いは大丈夫なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

滞納者もごさいますが、いずれ町民税の均等割が賦課される方に年額で1,000円ということになります。これは、全国一律ということになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、町民税均等割がかかっている方は1,000円が上限だということですね。それ以上は、まず1,000円以上は課税にならないというふうなことで国はやっているということによろしいか、その辺確認いたします。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

金額については、これは法律でもう既に決まっている部分でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。法律で決まっているということですので。

あとそれと私気になるのが、岩手県は独自に森林税というのを県民1人当たりということで課税しているわけですが、それとの関係はどのようになるのですか。それはそれ、これはこれということなわけですか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

県のホームページを確認したところ、そちらのほうは変わらずということになっているようです。
以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

県のほうを確認すれば、県のほうは変わりなしということは、町は国のほうの制度によって課税を
すると。そういう考え方で今後住民の方々に課税をしていくわけですが、基本的にこれの使い道とい
うのは、税務課のほうはちょっと疎いのでしょうか、これの利用というのはどのような形で、今後毎
月国民から1,000円ずつ集めたのはどのようになるのか。多分ホームページ等で掲載はされていると思
いますが、それをかいつまんで説明してもらえますか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（野口 伸）

既に国のほうからは、森林環境譲与税という形で交付になっている部分が、令和6年度以降は森林
環境税を納めた部分がそこに充当されるというようなイメージになります。

それで、使途については、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整
備及び促進に関する費用というふうになってございます。

以上です。

○10番関 清貴議員

今度3問目ですね。

○議長（昆 暉雄）

3問ですが、特別いいですか。

○10番関 清貴議員

いや、いいです、では。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は承認することに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第6、議案第34号 令和5年度山田町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(鳥居義光)

議案第34号 令和5年度山田町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、住民税非課税世帯への支援策として実施する低所得世帯生活支援給付事業などについて、所要の予算調製を行おうとするものであります。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ8,256万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億6,149万3,000円としようとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、5ページをお開きください。初めに、歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金5,216万6,000円の増額は、3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものであります。2目民生費国庫補助金1,037万3,000円の増額は、2節の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金の増によるものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,002万2,000円の増額は、1節の財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより本補正予算時点での令和5年度末の現在高は47億円程度となる見込みであります。

次に、歳出であります。7ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費7,218万8,000円の増額は、19節の低所得世帯生活支援給付金の増などによるものであります。

2項児童福祉費、2目児童費1,037万3,000円の増額は、19節の子育て世帯生活支援特別給付金の増などによるものであります。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,256万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億6,149万3,000円としようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

歳入歳出一括質疑を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

歳出の7ページでございますが、1目の19節、低所得世帯生活支援給付金、3款2目の19節の子育て世帯生活支援特別給付金、この2つについてですが、対象世帯に給付される日程の目安を教えてください。できれば遅くともこの時期には届きますよというのを教えていただければ助かります。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（福士雅子）

私からは、低所得世帯生活支援給付金についてお答えいたします。

こちらは、対象世帯を令和5年6月1日において住民基本台帳に記載されている世帯のうち、令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯と家計急変世帯ということになっております。今回の支給手続につきましては、簡素な手続で迅速に給付ができるように申請を待たずにプッシュ型の給付を行うというものでございます。6月中旬に対象世帯に案内文書を送付します。それで、一定期間、2週間程度設けまして、辞退または口座の変更をしたいという届けを受け付け、提出がなければ7月中旬以降、順次振込を開始する予定としております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

私からは、子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えいたします。

こちらの給付金につきましては、令和4年度に実施した同給付事業の支給対象者であった令和4年度の住民税均等割非課税世帯と、令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった世帯の高校生が対象となります。給付のスケジュールとしましては、本日可決いただきましたら早急に事務作業を進めまして、令和4年度の同事業の支給対象者についてはあしたあたりには通知をし、受給拒否等の確認期間等を置いて、申請なしプッシュ型で5月29日振込を予定しております。家計急変等がある世帯につきましては、今後家庭状況等を確認しながら通知し、申請によって順次支給していく予定でおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番、いいですか。11番。

○11番横田龍寿議員

すみません、ちょっと確認なんですけれども、2目の19節のほうなんですけれども、令和5年の収入というか所得のデータは見なくても大丈夫なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

5年度の住民税課税状況につきましては、6月1日以降に課税状況を確認しまして、対象と思われる方については追加で案内をして、その後申請を受けて、順次支給していく予定であります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

まず、7ページに絡めてなのですけれども、低所得世帯生活支援給付金、これ財調から持ってきているのですけれども、これ国の政策にプラスしてやっているのか、それとも単なる負担割合なのか、その辺の説明をお願いします。

あと、もう一点は、民生費のほうなのですけれども、今の説明聞いていけば、子育て世帯生活支援特別給付金は非課税世帯の高校生が対象というふうに説明を受けたのですけれども、これは町としての施策なのか、それとも国県のほうからの指示なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（鳥居義光）

1点目の財源の関係でございますので、私のほうからご説明したいと思います。

今回の交付金につきましては、令和3年度の住民税非課税世帯等の臨時特別給付金における支給世帯数の7割を概算分として交付限度となっております。ですので、交付限度額によって今回歳入については予算計上をしたものでございます。それで、給付に当たって不足分がございますので、そちらのほうに財政調整基金からの繰入金で充てたというものとなっております。

それで、今年の冬頃には、令和5年度分の住民税非課税世帯数に応じて実績分として算定されるというふうになってございますので、そちらのほうで次回、配分額によって調整を行うということにしております。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

子育て世帯生活支援特別給付金ですが、こちらのほうは、独り親世帯以外の住民税均等割が非課税世帯の児童1人あたりに5万円を支給するものでして、対象者は高校生までが対象となっております。それで、こちらのほうは、国の補助金を活用しての給付になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番山崎泰昌議員

1 点目のほうは分かりました。

では、2 点目は、答弁がなかったけれども、国の方針でということですよ。確認です。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

こちらは、国の方針で食費等の物価高騰による、特に影響を受けやすい低所得の子育て世帯を支援するものとなります。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番関 清貴議員

そうすれば財調のほうからの一般財源として、上のほうの事業なのですけれども、社会福祉総務費のほうの低所得世帯生活支援給付金なのですけれども、これは10割国の事業ではなくて一般財源も絡めるということの事業で、これは交付税とかそれらにもバックはないということで、その辺認識してよろしいでしょうか。

そして、下のほうの民生費の子育て世帯生活支援特別給付金ですが、これについては先ほど高校生以降というふうに聞いたのですが、高校生までですか。その辺を確認したいと思います。私の聞き方が悪かったのか、高校生までと高校生に対してというのでは大分意味が違くなりますので、そこは確認したいと思います。

そしてまた、その中で家庭安定世帯を調査してと言うのですが、調査は速やかに交付するのに間に合うような調査なのか、また両方の事業で今マイナンバー、かなり頑張っていますが、これの利用についてはまだまだ先のことなのかどうか、その辺を確認したいです。

○議長（昆 暉雄）

財政課長、マスクを取って大丈夫ですから、心配ないので。財政課長、答弁願います。

○財政課長（鳥居義光）

不足分に財調を投入しているわけですが、その分交付税のバックがあるかということですが、こちらにつきましては令和3年度の住民税非課税世帯等の臨時特別給付金、こちらの支給世帯の7割ということで今回国のほうから配分となっておりまして、それで、今年の冬頃に5年度分の算定を行いまして、その結果、5年度分の実績分に基づいて配分ということになりますので、今回不足分ということで一時的に財政調整基金のほうから繰入れしているわけですが、冬頃の実績分が出てきますので、それに伴って、その分については国のほうから配分になるというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長、マスクを取って。

○長寿福祉課長（福士雅子）

それでは、マイナンバーを活用した給付ということでのご質問にお答えしたいと思います。

今回の給付につきましては、令和3年度、4年度と同様に10万円の給付、5万円の給付ということで、システムを利用しながら給付を行ってまいりました。今回もシステムを活用してより迅速に給付が行えるようにということで、マイナンバーを活用してというよりも、システムを活用して給付を行うということでございます。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

支給対象者は、今年度、高校生在学までになります。

それから、家計……

（「までに」と呼ぶ者あり）

○健康子ども課長（濱登新子）

在学、今年の高中生在学までになります。

それから、家計急変のほうは、まず本人の申出になりますけれども、令和5年1月1日以降に収入が減った家庭に対して、1か月分の収入を見て、そこから1年分を換算し、住民税均等割が非課税世帯に相当する方を審査した上で、該当すれば支給対象とみなすことになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

それでは、まず高校生までですね。までということは、保育園、小中も含まれるということで解釈いたしました。

次に、家計急変については、これから調べるということですが、これはいつ頃をめどに調べて、いつ頃をめどに交付するのか、その辺の日程、スケジュールができていましたら、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

家計急変世帯につきましては、今後広報、それからホームページで周知後、申請を受け付けます。それで、家計状況に関する書類等で審査して、該当すればその都度、順次支給していく予定であります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和5年度山田町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時55分閉会